２０２０年9月１６日

東京都港区東新橋一丁目９番２号
株式会社不二越
代表取締役社長　坂本　淳

吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2020 年 7 月 2 日付で株式会社不二越情報システムとの間で締結した吸収合併契約（以下「本合併」といいます。）に基づき、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社不二越情報システムを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、ここに本合併に係る事後開示をいたします。

１．吸収合併が効力を生じた日

2020 年 9 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

（１）吸収合併の差止請求

完全親子会社間の合併につき、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

完全親子会社間の合併につき、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求

株式会社不二越情報システムは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

株式会社不二越情報システムは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 7 月 22 日付で官報に公告し、また、同日付で知れている債権者に対して個別催告いたしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の２、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

（１）吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は、差止請求手続きを行っておりません。

（２）反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第２項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は、反対株主の株式買取請求手続きを行っておりません。

（３）債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第２項および第３項の規定に基づき、2020 年７月 22 日付で官報に公告し、また、同日付で電子公告いたしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、株式会社不二越情報システムから、その権利義務の一切を承継しました。

５．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 9 月 8 日

７．その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

２０２０年7月２２日

富山市不二越本町一丁目１番１号
株式会社不二越情報システム
代表取締役社長　川田　彰

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2020 年 7 月 2 日付で株式会社不二越との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併」といいます。）に基づき、2020 年 9 月 1 日を効力発生日として、株式会社不二越を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

１．吸収合併契約の内容
別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

４．吸収合併存続会社に関する事項
（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙２のとおりです。
（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

５．吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併の効力発生日後の株式会社不二越の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが

見込まれます。また、本合併後の同社の収益状況およびキャッシュフローについて、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における同社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

吸収合併契約書

株式会社不二越（以下、「甲」という。）および株式会社不二越情報システム（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下、「本合併」という。）をする。

（商号および住所）

第２条　甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社不二越

住所：東京都港区東新橋一丁目９番２号

乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社不二越情報システム

住所：富山市不二越本町一丁目１番１号

（合併対価の交付）

第３条　甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行なわないものとする。

（資本金および準備金の額）

第４条　甲は、本合併に際して資本金および資本準備金の額を増加しないものとする。

（合併承認株主総会）

第５条　甲は会社法第 796 条第 2 項に基づき、また、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ株主総会における本契約の承認を受けずに本合併を行なう。

（合併の効力発生日）

第６条　本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2020 年 9 月 1 日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（資産の承継）

第７条　乙は、2019 年 11 月 30 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

（善管注意義務）

第８条　甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもってそれぞれの業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行なうものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行なう場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行なうものとする。

（協議事項）

第９条　本契約に規定のない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の成立を証するため、契約書１通を作成し、甲乙が記名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020 年　7 月　2 日

東京都港区東新橋一丁目９番２号

甲　株式会社不二越

代表取締役社長　坂　本　淳

富山市不二越本町一丁目１番１号

乙　株式会社不二越情報システム

代表取締役社長　川　田　彰

（別紙２）

計算書類等およびその附属明細書ならびに連結計算書類

第１３７期

自　平成３０年１２月　　１日
至　令和　　１年１１月３０日

株式会社　不 二 越

事　業　報　告（2018年12月１日から 2019年11月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、米中通商問題の影響拡大や英国のＥＵ離脱問題などで、世界経済の減速感が一段と強まり、総じて厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、ロボット事業を核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、国内外での新規開拓や、画期的な新商品の市場投入などによる受注・売上の拡大にとり組んでまいりました。また、足もとの収益改善と、中長期的な業容の拡大に向けて、営業・開発・生産体制を強化してまいりました。

しかしながら、国内では自動車や産業機械の弱さが見られ、また、中国を中心に海外市場も減速したことにより、当期の連結売上高は、2,490億円（前期比1.2％減）、このうち、国内売上高は1,350億円（同3.1％増）、海外売上高は1,140億円（同5.9％減）となりました。利益面につきましては、生産性の改善やコストダウンにとり組みましたが、円高に加え、原材料やエネルギー価格の高止まり、人件費増などが収益を圧迫し、営業利益は133億円（同12.8％減）、経常利益は122億円（同11.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は82億円（同7.8％減）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、中国など海外市場減速の影響があったものの、工具やロボットの新商品の投入や工作機械の大型案件もあり、売上高は877億円（前期比1.3％増）となりました。

部品事業では、建設機械分野の需要は底堅く推移したものの、自動車・産業機械分野での減産の影響があり、売上高は1,430億円（同3.2％減）となりました。

その他の事業では、特殊鋼の販売価格の引き上げなどにより、売上高は182億円（同3.3％増）となりました。

事業分野別売上高

区分		第 136 期 (2018年11月期)		第 137 期 (2019年11月期)		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
	工具	35,263	14.0	34,518	13.9	△ 744	△ 2.1
	工作機械	17,978	7.1	22,510	9.0	4,532	25.2
	ロボット	33,413	13.2	30,710	12.3	△ 2,702	△ 8.1
機械工具事業計		86,654	34.4	87,739	35.2	1,084	1.3
	ベアリング	83,216	33.0	77,206	31.0	△ 6,010	△ 7.2
	油圧機器	64,635	25.6	65,846	26.4	1,210	1.9
部品事業計		147,852	58.6	143,052	57.4	△ 4,799	△ 3.2
	特殊鋼	16,164	6.4	16,686	6.7	522	3.2
	その他	1,538	0.6	1,598	0.6	59	3.9
その他の事業計		17,703	7.0	18,285	7.3	582	3.3
合計		252,209	100.0	249,077	100.0	△ 3,132	△ 1.2

⑵ 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は214億円であり、その主なものは、日本およびアジアにおける自動車向け高機能ベアリングの生産能力増強と超硬素材の内製化、国内工場増設を中心とした生産体制強化ならびに合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

⑶ 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、米中通商問題をはじめ先行きが不透明であり、現時点におきましては、自動車・産業機械・建設機械・市販分野ともに需要動向が見通しづらい状況にあります。また、当社の主要な需要分野である自動車分野におけるＥＶ化や自動運転化の加速、ものづくりのＦＡ化・ＩｏＴ化の進展など、当社をとり巻く経営環境も、大きく変化しております。

当社グループといたしましては、このような構造変化を大きなチャンスととらえ、「ロボットを核に　世界最高水準の技術で　ものづくりの革新をリードする」を新しい中期スローガンとして、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化してまいります。そして、ロボットをはじめ多彩な事業・技術・生産ノウハウを有する独自性を活かし、新しい商品・新しいビジネスチャンスを創出するとともに、抜本的なコストダウン、人材の強化・育成を含めた構造改革にとり組み、業績の一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑷ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第134期 (2016年11月期)	第135期 (2017年11月期)	第136期 (2018年11月期)	第137期(当期) (2019年11月期)
売上高	百万円 211,449	百万円 237,461	百万円 252,209	百万円 249,077
営業利益	百万円 11,139	百万円 16,130	百万円 15,306	百万円 13,348
経常利益	百万円 7,765	百万円 14,690	百万円 13,901	百万円 12,241
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,929	百万円 9,747	百万円 8,945	百万円 8,245
1株当たり当期純利益	円 158.32	円 392.24	円 359.96	円 331.89
総資産	百万円 269,438	百万円 299,155	百万円 295,550	百万円 300,751
純資産	百万円 104,415	百万円 119,399	百万円 121,076	百万円 124,797
1株当たり純資産額	円 3,945.99	円 4,543.01	円 4,609.38	円 4,836.51

（注）1．2018年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第134期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2．当期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を適用しており、第136期につきましては遡及処理後の総資産を記載しております。

⑸ 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

機械工具事業	切削工具、塑性加工工具、切断工具、 工作機械、機械加工システム、 ロボット、ロボットシステム
部品事業	ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス
その他の事業	特殊鋼、コーティング、工業炉

⑹ 主要な事業拠点

① 当　社

本　　社	東京都港区東新橋一丁目９番２号（汐留住友ビル）
支　　社	東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）
支　　店	北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、 中国四国（広島県）、九州（福岡県）
営 業 所	北海道、福島、山形、信州（長野県）
事 業 所	富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）

② 子会社

国　　内	株式会社ナチ関東（東京都）
	株式会社ナチ常盤（東京都）
	株式会社ナチベアリング製造（富山県）
海　　外	NACHI AMERICA INC.（アメリカ）
	NACHI EUROPE GmbH（ドイツ）
	不二越（中国）有限公司
	那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国）
	NACHI TECHNOLOGY（THAILAND）CO.，LTD.（タイ）
	NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.（シンガポール）

⑺ 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,456名	28名減

⑻ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナチ関東	60 百万円	100.0 %	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
株式会社ナチ常盤	92 百万円	59.7 %	工作機械・ロボット・油圧機器等の販売
株式会社ナチベアリング製造	89 百万円	＊100.0 %	ベアリング製造
NACHI AMERICA INC.	56,160 千米ドル	100.0 %	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
NACHI EUROPE GmbH	1,615 千ユーロ	100.0 %	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
不二越（中国）有限公司	250,516 千元	100.0 %	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
那智不二越（江蘇）精密機械有限公司	144,957 千元	100.0 %	工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造
NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.	1,176 百万バーツ	100.0 %	ベアリング製造販売 工具・ロボット・油圧機器等の販売
NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.	540 千シンガポールドル	100.0 %	工具・ベアリング・油圧機器等の販売

（注）＊は子会社による出資を含む比率であります。

⑼ 主要な借入先および借入額の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	14,254
株式会社北陸銀行	10,178

2．当社の株式に関する事項

⑴ 発行可能株式総数　60,000,000株

⑵ 発行済株式総数　24,919,343株

（うち自己株式数　71,705株）

⑶ 株主数　19,066名

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
那智わねい持株会	2,206	8.88
ナチ不二越従業員持株会	1,418	5.71
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,188	4.78
トヨタ自動車株式会社	916	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	901	3.63
株式会社北陸銀行	865	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	809	3.26
日本生命保険相互会社	793	3.19
ナチ取引店持株会	789	3.18
住友生命保険相互会社	754	3.03

（注）持株比率は自己株式（71千株）を控除して計算しております。なお、自己株式にはＥＳＯＰ信託が所有する当社株式401千株を含んでおりません。

3．会社役員の状況

⑴ 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
＊取締役会長	本間博夫	
＊取締役社長	坂本淳	
取締役副社長	林秀憲	国内営業統括、中日本営業担当
常務取締役	藤樫茂	人事担当、調達担当
常務取締役	小林昌行	財務・総務担当、リスク管理総括
常務取締役	原英明	中国事業担当、不二越（中国）有限公司中国総代表
取締役	井上徹	コンプライアンス本部長、工具拡販部［海外］部長
取締役	古澤哲	海外営業管理担当、海外人事担当
取締役	浦田信一	技術開発本部長、品質保証担当
取締役	塚本裕	工具・マテリアル事業担当
取締役	佐々木法嗣	アジア営業担当
取締役	三浦昇	東日本支社長
取締役	赤川正寿	ロボット事業部長
取締役	児玉純一	
常勤監査役	山田寛	
常勤監査役	堀將志	
常勤監査役	山崎昌一	
監査役	飯村北	弁護士（弁護士法人西村あさひ法律事務所社員）

（注）1．＊は代表取締役であります。

2．2019年２月19日開催の第136期定時株主総会において、新たに、赤川正寿、児玉純一の両氏が取締役に選任され就任いたしました。また、薄田賢二、渡辺孝一、塚原一男の各氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

3．2019年２月19日開催の取締役会において、坂本淳氏が取締役から取締役社長に、また、原英明氏が取締役から常務取締役に、それぞれ選定され就任いたしました。

4．2019年４月30日付にて、取締役岩田眞二郎氏は辞任により退任いたしました。
5．取締役児玉純一氏は、社外取締役であります。
6．常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の両氏は、社外監査役であります。
7．常勤監査役山崎昌一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．取締役児玉純一、常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9．取締役古澤哲氏は、㈱マルカの社外監査役を兼任しております。
10．取締役児玉純一氏は、ミナトホールディングス㈱の社外取締役を兼任しております。
11．監査役飯村北氏は、マルハニチロ㈱の社外取締役および㈱ヤマダ電機の社外監査役を兼任しております。

⑵ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　員	支　給　額
取　締　役	18名	467百万円
監　査　役	４名	76百万円
合　　計	22名	544百万円

（注）1．上記の取締役の人員には、2019年２月19日開催の第136期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）、同年４月30日付にて退任した社外取締役１名を含んでおります。
2．上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、2007年２月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、2007年２月21日開催の第124期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
5．上記の支給額には、社外役員５名に対する報酬47百万円が含まれております。うち、社外取締役１名は2019年２月19日開催の第136期定時株主総会の終結の時をもって、また、同１名は同年４月30日付にて、それぞれ退任しております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外監査役の飯村北氏は、2019年12月31日付にて西村あさひ法律事務所を退所いたしました。当社は、同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。なお、社外役員のその他の兼職先につきましては、上記(1)の(注)をご参照ください。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出　　席　　状　　況	
社外取締役	岩　田　眞二郎	取締役会　全７回中５回	－
社外取締役	児　玉　純　一	取締役会　全11回中７回	－
社外監査役	山　崎　昌　一	取締役会　全15回中15回	監査役会　全９回中９回
社外監査役	飯　村　　北	取締役会　全15回中11回	監査役会　全９回中８回

（注）１．取締役岩田眞二郎氏は、2019年４月30日付にて退任しております。
２．全回数が異なるのは、在任時期の違いによるものであります。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項により、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、2019年４月30日付にて社外取締役を退任した岩田眞二郎氏との間でも、同様の契約を締結しておりました。

４．会計監査人の状況

⑴ 名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	57百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	57百万円

（注）１．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制についての決定内容）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議を行いました。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

⑴ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社の全社員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「不二越企業市民ルール」を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。

② 社長を委員長とし、社外の弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる全社の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。とくに、公正な企業間取引を推進するため、「独占禁止法遵守マニュアル」を制定し教育・啓蒙活動にとり組む。

③ 監査部は、監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を関係役員・所轄長へ適宜報告する。

④ 当社は、「内部通報制度」の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、法令および「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。

② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理総括取締役および「リスク管理委員会」を置き、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。

② 各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを基本として、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

① 取締役会を月１回程度定例的に開催し、法定事項および経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、ボードメンバーが経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。

② 役付取締役をメンバーとする常務会を設け、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完する。

③ 各事業・営業・本社機能担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

⑸ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

② 「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築する。

③ 「グループ会社管理規程」に基づき、販売、生産、海外など、グループ会社ごとに関係会社管理の主管所轄を置き、必要な管理、各部門との調整を行う。

④ 当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。

⑤ 「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。

⑥ 監査役、監査部は、グループ会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。

⑦ 当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

② 当該使用人は、監査役補助業務の遂行については、監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。
③ 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役と協議のうえ決定する。

⑺ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
・当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
・法令・定款に違反する行為、もしくはそのおそれがある事項
・その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項
② 当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、監査役へ報告を行った者について当該報告をしたことを理由として不利に取り扱うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、決裁書など業務執行に係る重要事項を閲覧する。
② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
③ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑼ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、それらの勢力および団体から不当な要求を受けた場合には、外部の関連機関などとも連携し毅然とした対応をとる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

⑴ 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議するとともに、当社グループの全社員が守るべき行動規範として、「不二越企業市民ルール」を制定している。そして、当社グループの全社員を対象とした教育を毎年継続的に実施することにより、社員一人ひとりが、その内容を理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底している。

また、当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、監査部内部統制推進室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効に機能するよう、必要な是正・改善を行っている。

⑵ コンプライアンス

当社グループの全社員に対し、職位に応じて必要なコンプライアンスに関する社内教育を実施し、コンプライアンス意識の向上をはかっている。

また、当社グループを対象とした内部通報制度である「よろず相談窓口」を設け、運用規程を社内掲示板に掲載し、また定期的に案内メールを配信するなどその活用をはかるとともに、海外拠点にも内部通報窓口を設けることにより、コンプライアンスの実効性を高めている。

⑶ リスクマネジメント

「リスク管理委員会」が中心となって、想定されるリスク項目ごとに管理方針を定め、重要性の評価などを行っている。そして、各種リスクについて、主管所轄を明確にして未然防止策を検討・実施し、リスクの最小化をはかっている。

⑷ 取締役の職務執行

原則として月に１回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する決議を行うほか、役付取締役をメンバーとする常務会を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完している。

また、「業務分掌規程」に基づき、各組織の職務分掌を定め、業務を組織的かつ効率的に実施している。

⑸ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務を適正かつ効率的に実施するため、グループの行動規範である「不二越企業市民ルール」を定めているほか、グループ会社の重要な意思決定については、「グループ会社管理規程」に定める手続に基づいて当社と協議するなど、グループが一体となった経営を行っている。

⑹ 監査役の監査体制

現在、監査役を補助する使用人を置いていないが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととしている。

監査役は自ら必要と考える当社およびグループ会社の社内会議への出席を通じて、経営上の重要な事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の整備、運用状況を確認している。

また、監査役は、決裁書類等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めるほか、内部監査の実施状況、内部通報制度「よろず相談窓口」の運用状況について都度報告を受けている。

6．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

⑴ 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記⑵②ⓐをご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記⑵②ⓐをご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

⑵ 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、持続的な成長と企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。そして、長期ビジョンとして、「成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業へ」を掲げ、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械・メカトロニクスメーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品ラインナップとＦＡシステム、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当いたします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記⑴に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年２月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年２月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年２月19日開催の当社第131期定時株主総会および2017年２月22日開催の当社第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第134期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、現施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2020年１月15日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議いたしました。

⒜ 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記⑴に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

⑿　本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、2023年２月に開催予定の当社第140期定時株主総会終結の時までとします。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/）に掲載の2020年１月15日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

⑶　上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

①　基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記⑵①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記⑴に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５．いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないことの理由から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 （2019年11月30日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	141,930	流動負債	104,879
現金及び預金	21,512	支払手形及び買掛金	51,906
受取手形及び売掛金	56,777	短期借入金	35,572
商品及び製品	26,377	リース債務	309
仕掛品	15,843	未払費用	8,303
原材料及び貯蔵品	17,080	未払法人税等	1,595
その他	4,381	その他	7,190
貸倒引当金	△ 41	固定負債	71,074
固定資産	158,820	長期借入金	50,810
有形固定資産	116,838	リース債務	559
建物及び構築物	30,466	繰延税金負債	6,869
機械装置及び運搬具	68,087	役員退職慰労引当金	22
土地	9,615	退職給付に係る負債	10,501
リース資産	1,156	その他	2,310
建設仮勘定	4,847	負債合計	175,953
その他	2,664	（純資産の部）	
無形固定資産	3,144	株主資本	113,354
のれん	287	資本金	16,074
ソフトウエア	1,125	資本剰余金	11,252
ソフトウエア仮勘定	853	利益剰余金	88,297
その他	877	自己株式	△ 2,269
投資その他の資産	38,837	その他の包括利益累計額	4,878
投資有価証券	25,697	その他有価証券評価差額金	11,265
長期貸付金	8	為替換算調整勘定	△ 5,825
退職給付に係る資産	8,200	退職給付に係る調整累計額	△ 561
繰延税金資産	1,574	非支配株主持分	6,563
その他	3,368	純資産合計	124,797
貸倒引当金	△ 12		
資産合計	300,751	負債及び純資産合計	300,751

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （2018年12月１日から 2019年11月30日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		249,077
売上原価		195,322
売上総利益		53,754
販売費及び一般管理費		40,406
営業利益		13,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	826	
持分法による投資利益	44	
その他	1,182	2,053
営業外費用		
支払利息	884	
その他	2,275	3,160
経常利益		12,241
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産除売却損	164	
投資有価証券評価損	172	
子会社清算損	100	437
税金等調整前当期純利益		11,813
法人税、住民税及び事業税	2,892	
法人税等調整額	354	3,247
当期純利益		8,565
非支配株主に帰属する当期純利益		320
親会社株主に帰属する当期純利益		8,245

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （2018年12月１日から 2019年11月30日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年12月1日　残高	16,074	11,221	82,537	△ 262	109,571
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,484		△ 2,484
親会社株主に帰属する当期純利益			8,245		8,245
自己株式の取得				△ 2,007	△ 2,007
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		30			30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	30	5,760	△ 2,007	3,783
2019年11月30日　残高	16,074	11,252	88,297	△ 2,269	113,354

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年12月1日　残高	10,329	△ 4,333	△ 1,027	4,968	6,536	121,076
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 2,484
親会社株主に帰属する当期純利益						8,245
自己株式の取得						△ 2,007
自己株式の処分						0
連結子会社株式の取得による持分の増減						30
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	936	△ 1,491	465	△ 89	27	△ 62
連結会計年度中の変動額合計	936	△ 1,491	465	△ 89	27	3,720
2019年11月30日　残高	11,265	△ 5,825	△ 561	4,878	6,563	124,797

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　　55社

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1．企業集団の現況に関する事項 ⑻ 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、前連結会計年度において連結子会社であったNACHI（AUSTRALIA）PTY. LTD. は清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

⑵　非連結子会社１社につきましては、小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外しております。なお、非連結子会社は、那智常盤（広州）貿易有限公司であります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数　　３社

主要な持分法適用会社は、大成ＮＡＣＨＩ油圧工業㈱であります。

⑵　持分法を適用していない非連結子会社１社および関連会社１社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、持分法非適用関連会社は東亜電工㈱であります。

3．会計方針に関する事項

⑴　有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準および評価方法 …… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑶　固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社および国内連結子会社については、建物、機械装置は主として定額法、その他の有形固定資産は主として定率法を採用しております。在外子会社については、主として定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） …… 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 一部国内連結子会社は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑸　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法 …… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

…… 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑹　のれんの償却方法および償却期間 …… のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っておりますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理しております。

⑺　消費税等の会計処理 …… 税抜方式

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保資産および対応する債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	30百万円

対応する債務は次のとおりであります。

支払手形及び買掛金	18百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　215,286百万円

3．偶発債務等

訴訟等

当社および当社の子会社は、過去のベアリングの取引に関して、海外の競争法関係当局の調査を受けております。また、これらの調査に関連して、当社および当社の子会社に対して、米国およびカナダにおいて集団訴訟が提起されております。

今後、上記訴訟等の結果によっては損失が発生する可能性がありますが、現時点でその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績等に与える影響は明らかではありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	24,919,343株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年２月19日開催の第136期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,484百万円
・１株当たりの配当額	100円
・基準日	2018年11月30日
・効力発生日	2019年２月20日

⑵　当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年２月19日開催の第137期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	2,484百万円
・配当の原資	利益剰余金
・１株当たりの配当額	100円
・基準日	2019年11月30日
・効力発生日	2020年２月20日

（注）配当金の総額には、ＥＳＯＰ信託に対する配当金40百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対するとり組み方針

当社グループは、事業に必要な運転資金および設備資金を主として銀行借入により調達しており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクの回避、軽減を目的に利用しており、投機的な取引は行っておりません。

⑵　金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクを回避するため、財務担当部署が為替予約取引の実行および管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し取引先との関係を勘案して継続的に所有銘柄を見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に、同じ外貨建ての債権残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、デリバティブ（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従って財務担当部署が総括して管理し、これに関係所轄およびグループ会社を加えて状況に応じた方針を決定し、運営しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。主に営業取引上の為替変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を営業取引高の範囲内で行っており、支払金利の改善と金利変動リスクの軽減のために、金利スワップ取引を行っております。

また、当社グループは、各部署および主要な連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成更新するとともに、手許流動性を相応に維持し、また、主力取引銀行とコミットメントライン契約を締結することなどにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	21,512	21,512	－
⑵　受取手形及び売掛金	56,777	56,777	－
⑶　投資有価証券（その他有価証券）	24,514	24,514	－
資　　産　　計	102,804	102,804	－
⑴　支払手形及び買掛金	51,906	51,906	－
⑵　短期借入金	11,350	11,350	－
⑶　長期借入金（※１）	75,033	75,923	890
⑷　リース債務（※１）	868	878	9
負　　債　　計	139,158	140,058	899
デリバティブ取引（※２）	（△250）	（△250）	－

（※１）長期借入金ならびにリース債務は、１年以内に期限の到来する金額を含めております。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

⑴　支払手形及び買掛金、⑵　短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷　リース債務

リース債務の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,182百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶　投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	4,836円51銭
２．１株当たり当期純利益	331円89銭

（注）ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は401千株であり、１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は５千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」の導入について

当社は、2019年11月１日開催の取締役会において、福利厚生の一環として、当社グループの持株会を活性化して当社グループ従業員の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社グループ従業員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」（以下、ＥＳＯＰ信託）の導入を決議いたしました。

⑴　取引の概要

当社が「ナチ不二越従業員持株会」（以下、当社持株会）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2019年11月から2023年５月までの３年半にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入により調達した資金で一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

⑵　ＥＳＯＰ信託に残存する当社株式

ＥＳＯＰ信託に残存する当社株式を、ＥＳＯＰ信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額は1,999百万円、株式数401千株であります。

⑶　総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度において総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は2,002百万円であります。

貸借対照表（2019年11月30日現在）

（単位　百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	92,215
現金及び預金	8,307
受取手形	14,074
売掛金	30,436
電子記録債権	4,196
商品及び製品	8,630
仕掛品	11,378
原材料及び貯蔵品	10,848
前払費用	235
未収入金	551
その他	3,715
貸倒引当金	△ 157
固定資産	144,581
有形固定資産	75,381
建物	18,792
構築物	921
機械及び装置	44,591
車両運搬具	15
工具器具及び備品	1,286
土地	7,033
リース資産	602
建設仮勘定	2,139
無形固定資産	1,742
ソフトウエア	885
ソフトウエア仮勘定	825
その他	30
投資その他の資産	67,457
投資有価証券	23,923
関係会社株式及び出資金	33,518
長期貸付金	1,442
長期前払費用	16
前払年金費用	6,240
その他	2,316
資産合計	236,796

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	95,092
支払手形	1,754
買掛金	13,854
電子記録債務	29,041
短期借入金	29,360
リース債務	243
未払金	3,938
未払費用	5,050
未払法人税等	314
前受金	247
預り金	10,844
その他	442
固定負債	59,520
長期借入金	46,712
リース債務	444
繰延税金負債	3,203
退職給付引当金	7,341
その他	1,818
負債合計	154,613
（純資産の部）	
株主資本	71,054
資本金	16,074
資本剰余金	11,449
資本準備金	11,420
その他資本剰余金	29
利益剰余金	45,799
利益準備金	353
その他利益剰余金	45,446
別途積立金	2,200
繰越利益剰余金	43,246
自己株式	△ 2,269
評価・換算差額等	11,129
その他有価証券評価差額金	11,129
純資産合計	82,183
負債及び純資産合計	236,796

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2018年12月1日から 2019年11月30日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		190,064
売上原価		160,925
売上総利益		29,139
販売費及び一般管理費		23,318
営業利益		5,820
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,613	
その他	407	2,020
営業外費用		
支払利息	420	
その他	1,840	2,260
経常利益		5,581
特別利益		
固定資産売却益	3	
子会社清算益	475	479
特別損失		
固定資産除売却損	131	
投資有価証券評価損	172	
子会社株式評価損	977	1,281
税引前当期純利益		4,778
法人税、住民税及び事業税	884	
法人税等調整額	△19	864
当期純利益		3,914

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （2018年12月 1 日から 2019年11月30日まで）

（単位　百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年12月1日　残高	16,074	11,420	29	11,449	353	2,200	41,817	44,370
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 2,484	△ 2,484
当期純利益							3,914	3,914
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	1,429	1,429
2019年11月30日　残高	16,074	11,420	29	11,449	353	2,200	43,246	45,799

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年12月1日　残高	△ 262	71,632	10,037	10,037	81,670
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 2,484			△ 2,484
当期純利益		3,914			3,914
自己株式の取得	△ 2,007	△ 2,007			△ 2,007
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,091	1,091	1,091
事業年度中の変動額合計	△ 2,007	△ 578	1,091	1,091	513
2019年11月30日　残高	△ 2,269	71,054	11,129	11,129	82,183

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準および評価方法 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く） …… 建物、機械及び装置は定額法、その他の有形固定資産は主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

5．その他

退職給付に係る会計処理 … 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

消費税等の会計処理 …… 税抜方式

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　149,446百万円

２．偶発債務等

⑴　保証債務　9,286百万円

⑵　訴訟等

当社および当社の子会社は、過去のベアリングの取引に関して、海外の競争法関係当局の調査を受けております。また、これらの調査に関連して、当社および当社の子会社に対して、米国およびカナダにおいて集団訴訟が提起されております。

今後、上記訴訟等の結果によっては損失が発生する可能性がありますが、現時点でその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

３．関係会社に対する短期金銭債権　25,744百万円
関係会社に対する長期金銭債権　1,435
関係会社に対する短期金銭債務　12,916

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	69,323百万円
仕入高	39,586
営業取引以外の取引高	1,857

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位　株）

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	70,026	403,325	46	473,305

（注）１.当事業年度末株式数には、ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式401,600株が含まれております。

２.自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	1,725株
ＥＳＯＰ信託の導入による増加	401,600株

３.自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	46株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	750百万円
退職給付引当金	2,236
関係会社株式・出資金評価損	466
減価償却費超過額	354
その他	1,004
繰延税金資産小計	4,813百万円
評価性引当額	△ 1,240百万円
繰延税金資産合計	3,572百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,874百万円
前払年金費用	△ 1,900
繰延税金負債合計	△ 6,775百万円
繰延税金負債の純額	3,203百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位　百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	不二越（中国）有限公司	直接 100.0%	製品の販売	製品の販売（注）1.	9,332	売掛金	2,760
子会社	株式会社ナチ常盤	直接 59.7%	製品の販売	CMSによる預り（注）2.	－	預り金	4,306

（注）1.製品の販売の条件については、一般取引条件と同様の方法により決定しております。

2.CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による預りについては、基本契約に基づいて残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　3,361円85銭

2．1株当たり当期純利益　157円58銭

（注）ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は401千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は5千株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」の導入について、連結注記表に同様の内容が記載されているため、記載を省略しております。

計算書類に係る附属明細書

第１３７期

自　２０１８年１２月　　１日
至　２０１９年１１月３０日

株式会社　不 二 越

目　　次

頁

１．有形固定資産等明細表　----------　1

２．引当金の明細　----------　2

３．販売費及び一般管理費の明細　----------　2

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

１．有形固定資産等明細表

（単位　百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	18,246	1,852	37	1,269	18,792	27,552
	構築物	897	127	0	103	921	4,214
	機械及び装置	40,743	11,871	102	7,921	44,591	105,775
	車両運搬具	28	－	－	12	15	234
	工具、器具及び備品	1,395	1,063	4	1,167	1,286	10,726
	土地	6,956	77	－	－	7,033	－
	リース資産	674	175	1	247	602	943
	建設仮勘定	2,624	14,429	14,914	－	2,139	－
	計	71,567	29,597	15,060	10,722	75,381	149,446
無形固定資産	ソフトウエア	821	387	－	323	885	－
	ソフトウェア仮勘定	271	941	387	－	825	－
	その他	47	－	17	0	30	－
	計	1,140	1,328	404	323	1,742	－

(注)＊１．建物の当期増加額の主なるものは次のとおりであります。

自動車用油圧機器製造工場　1,446百万円

２．機械及び装置の当期増加額の主なるものは次のとおりであります。

研削盤	4,551百万円	測定検査装置	1,660百万円
金属加工機械	1,226百万円	超仕上盤	720百万円

３．建設仮勘定の当期増加額の主なるものは次のとおりであります。

ベアリング製造関係	3,853百万円	自動車用油圧機器製造関係	4,563百万円
油圧機器製造設備	1,812百万円	工具製造関係	1,637百万円

２．引当金の明細

（単位　百万円）

区　　分	期　首　残　高	当　期　増　加　額	当　期　減　少　額	期　末　残　高
貸倒引当金	172	－	14	157
退職給付引当金	6,783	1,164	606	7,341

(注) 1．引当金の計上理由及び額の算定方法については、重要な会計方針に記載したとおりであります。

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位　百万円）

科　　目	金　　額	摘　　要
販売手数料	958	
荷造運搬費	4,406	
従業員給料	4,553	
従業員賞与	1,489	
福利厚生費	1,743	
退職給付費用	264	
旅費交通費・通信費	739	
減価償却費	660	
賃借料	1,186	
研究開発費	3,507	
その他	3,809	
計	23,318	

事業報告に係る附属明細書

第１３７期

自　２０１８年１２月　　１日
至　２０１９年１１月３０日

株式会社　不 二 越

１．取締役の兼務の状況の明細

区　　分	氏　　名	兼務する他の会社名	兼務の内容	摘　　要
取　締　役	小林　昌行	NACHI AMERICA INC.	取 締 役	＊
	藤樫　茂	不二越（中国）有限公司	取 締 役	＊
	原　　英明	那智不二越（江蘇）精密機械有限公司	取 締 役	＊
	佐々木　法嗣	NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.	取 締 役	＊
		NACHI SINGAPORE PTE. LTD.	取 締 役	＊
	三浦　昇	㈱ナチ関東	取 締 役	＊

（注）1. 事業報告に記載している兼務の状況は、上記に含まれておりません。
　　2. 適用中の＊は、当社と同一部類の営業を行っている会社であります。

独立監査人の監査報告書

２０２０年１月２２日

株　式　会　社　不　二　越
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井　均

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田健一

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不二越の２０１８年１２月１日から２０１９年１１月３０日までの第１３７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

２０２０年1月２２日

株　式　会　社　不　二　越
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井　均

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田健一

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社不二越の２０１８年１２月１日から２０１９年１１月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年12月1日から2019年11月30日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

２０２０年1月２４日

株式会社　不 二 越　監 査 役 会

常勤監査役　山田　寛　印

常勤監査役　堀将志　印

常勤監査役（社外監査役）　山崎昌一　印

監　査　役（社外監査役）　飯村北　印